電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	**CISPRJ** 電波雑音委員会
事務局	一般財団法人 VCCI協会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	**CISPRJ 15**（2017）
対応国際規格番号（版）	**CISPR 15**　（第8.0版 2013）
規格タイトル	電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法
適用範囲に含まれる主な電気用品名	電気スタンド，家庭用吊り下げ型けい光灯器具，ハンドランプ，蛍光ランプ，エル・イー・ディー・ランプ，その他の白熱電灯器具及び放電灯器具，エル・イー・ディー・電灯器具，広告灯，庭園灯器具，装飾用電灯器具，調光器
廃止する基準及び有効期間	**J55015**（H20）有効期間3年間

＜審議中に問題となったこと＞

対応国際規格では，解釈票 1[※1] 及び 2[※1] が別途発行されており，国内答申[※2] にはこの内容を追加して盛り込んだ。この規格では，国内答申と同様に解釈票を採用し，本文中の対応する箇条に解釈票を参照する規定文を追加した。

その他，今回のこの規格の審議で問題となった事項は，特にない。

＜補足＞

この規格は，我が国の国際整合のとれた規格を作成する方針に基づき，**CISPR 15** 第 8.0 版（2013）の国内答申を基とし，技術的内容を変更することなく[※3] 作成した **CISPRJ** 規格である。

※1　解釈票 1　**CISPR 15:**2013 **ISH1:**2013
　　解釈票 2　**CISPR 15:**2013 **ISH2:**2013

※2　**CISPR 15** 第 8.0 版（2013）の国内答申：

国内答申とは，平成 27 年 9 月**総務省情報通信審議会諮問第 3 号**“国際無線障害特別委員会（**CISPR**）の諸規格について”のうち，“電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法”を指す。国内答申は，我が国の配電事情ほかに対応するために，対応国際規格の技術的内容の一部を変更している。

※3　技術的内容を変更することなく：

技術的内容を変更していないが，**JIS Z 8301**（規格票の様式及び作成方法）に従ったエディトリアルな修正を実施している。

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概要	理由
4.2 7 附属書 A	国内答申のとおり，**4.2** 挿入損の規定を削除し，電源端子妨害波電圧測定に置き換えた。	現行**J55015**を踏襲 将来的には，挿入損による方法は，対応国際規格から削除されることが決定しており，これを先取りした。
4.3.1	LED光源を負荷とする安定器内蔵形ランプ，照明機器，独立形制御装置及びLED照明機器を負荷とする位相式調光器に関して国内答申のとおり，緩和された許容値を適用することとした。	LED光源を用いたランプ及び照明機器，並びに位相式調光器に関して，これまで国内での法規に準拠しているものが多く，国際規格への適応には一定の時間が必要なため。
4.4.2	30 MHz～300 MHz の測定方法を，妨害波電力から放射妨害波に変更した。	今までは我が国独自の測定法としていたが，国際規格と整合した。
附属書 B	放射妨害波の独立した測定法において，電源端子については，国内答申のとおり使用する回路網を CDN※4 から CDNE※5 に置き換えた。 ※4　CDN＝結合・減結合回路網 ※5　CDNE＝エミッション用 結合・減結合回路網	**CISPR16-1-2**において，CDNEの仕様が規定されたため，先取りした。
表 3b	国内答申のとおり，放射妨害波測定の許容値に，測定距離 3 m における値を追加した。	**CISPR15 Ed.8.1**で採用された値を先取りした

＜主な改正点＞

箇条	題名	改正点	意図
1	適用範囲	広告用のネオンサインを適用範囲に追加した。	対応国際規格との整合
3	用語及び定義	用語として，LED 光源の定義を追加した。	対応国際規格との整合
4	許容値	**J55015**（H20）の**附属書 ZA** に規定する許容値の緩和に関する移行措置を削除した。	対応国際規格との整合
4.3.1	電源端子	周波数範囲を 150 kHz～30 MHz から 9 kHz～30 MHz に変更した。	対応国際規格との整合
4.3.1	電源端子	2.51 MHz～3 MHz において，従来はすべての照明機器について許容値が緩和されていたが，無電極放電ランプとその照明器具だけに緩和許容値を適用することに変更した。	対応国際規格との整合
表 2a-1 表 2a-2	電源端子	LED を光源とする安定器内蔵形ランプ，照明機器，独立形制御装置，及び LED 照明機器を負荷とする位相式調光器に関して，それぞれ**表 2a-1** 及び**表 2a-2** を適用することとした。	LED 光源を用いたランプ及び照明機器，並びに位相制御式調光器に関して，これまで国内での法規に準拠しているものが多く，国際規格への適

			応には一定の時間が必要なため。
4.3.3	制御端子	測定方法を電圧プローブ法から AAN[※6] を用いる方法に変更した。 ※6　AAN=不平衡疑似回路網	対応国際規格との整合
4.4.1	放射電磁妨害波	周波数範囲を 150 kHz～30 MHz から 9 kHz～30 MHz に変更した。	対応国際規格との整合
4.4.1	放射電磁妨害波	2.2 MHz～3 MHz において, 従来はすべての照明機器について許容値が緩和されていたが，無電極放電ランプとその照明器具だけに緩和許容値を適用することに変更した。	対応国際規格との整合
4.4.2	30 MHz～300 MHz の放射妨害波	30 MHz～300 MHz の測定方法を妨害波電力から放射妨害波に変更した。	対応国際規格との整合
8.1.3	制御端子妨害波電圧測定	測定方法を電圧プローブ法から AAN[※6] を用いる方法に変更した。	対応国際規格との整合。
8.1.4.3	負荷及び／又は制御端子	負荷及び／又は制御端子における測定条件を，光度が 20 %，60 %及び 100 %から，妨害波が最大となる状態に変更した。	対応国際規格との整合。
9.1.4	光制御	光制御を行う装置について，測定条件を半分及び最大の負荷から最小及び最大の光出力に変更した。	対応国際規格との整合。
11	測定の不確かさ	測定の不確かさについて新規に規定した。	対応国際規格との整合。
附属書 B	放射妨害波の独立した測定法	CDN 及び CDNE を用いる測定法を新規に規定した。	対応国際規格との整合。
附属書 C	CISPR 32 に基づく国内答申による放射妨害波測定時の試験配置例	**CISPR 32** に基づく国内答申による放射妨害波測定時の代表的な照明器具の試験配置例を追加した。 ※放射妨害波測定の供試機器の配置については，**CISPR 32** に規定があり，この規格に基づき照明機器に適した配置を新規に規定した。	対応国際規格との整合。
解釈票 1		電球形特別低電圧ランプの評価を解釈票 1 として追加した。低電圧用のトランスなどを規定している。	対応国際規格との整合。
解釈票 2		壁取付形調光器の試験条件を解釈票 2 として追加した。負荷に白熱電球を含むか含まないかで，試験方法を区分している。	対応国際規格との整合。

審査基準との整合性チェックリスト（JIS 以外）
規格番号：CISPRJ 15:2017　　規格名：電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法

番号	審査基準	内容	満足	根拠（該当しない場合は、その理由）
1	規格の公共性	整合規格として審査の対象となる規格は、特定の事業者、個人だけが利用できるものでは無く、その利用性について公共性を持つものであること。	■満足 □該当せず	当該規格案は、採用後は、原案作成者である CISPRJ 電波雑音委員会（以下、原案委員会という。）が公開するものであり、その利用性については十分な公共性を持つ。
2	策定プロセスの公平性・公開性	整合規格案は、その策定プロセスにおいて、 ・偏りの無い策定メンバ構成	■満足 □該当せず	当該規格案は、学会、官界及び業界の有識者を持って組織される原案委員会で作成の上、学識経験者、消費者団体、製造団体、及び認定機関で構成される電気用品調査委員会で審議されている。
		・議事の公開	■満足 □該当せず	原案委員会の議事要録・配布資料等は、公開されている。また、電気用品調査委員会は公開されることに加え、議事録・資料等はＨＰで公開されている。
		・公衆審査の実施	■満足 □該当せず	当該規格案そのものの公衆審査は実施していないが、整合規格原案は、公衆審査が実施された総務省情報通信審議会答申（以下、国内答申という。）に技術的な内容の変更無く、様式上の編集を加えて、作成したものである。
		・策定手続きの文書化及び公開など 公平、公開を重視したものであること。	■満足 □該当せず	原案委員会及び電気用品調査委員会における策定手続きは、規約としてそれぞれ公開されている。
		また、規格作成体制は、次のような公共性の条件を付加する必要がある。 A)作成は委員会などの構成を通じて、公正、中立であること	■満足 □該当せず	原案委員会及び電気用品調査委員会の構成は、偏り無いメンバ構成であり公正、中立である。
		B)作成団体は、その委員会規約において、構成員の資格、任期、会議の成立条件、決議方法などが明確であること。	■満足 □該当せず	原案委員会及び電気用品調査委員会の規約で、それぞれ規定している。
		C)議事録等の記録を保管し、作成経緯がトレースできること。	■満足 □該当せず	原案委員会及び電気用品調査委員会について、それぞれの議事録等を公開し、事務局で保管している。
		D)作成途中で出された意見が適切に処理されていること。	■満足 □該当せず	適切に処理している（個々の処理は議事録参照）。

審査基準との整合性チェックリスト（JIS 以外）
規格番号：CISPRJ 15:2017　　規格名：電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法

番号	審査基準	内容	満足	根拠（該当しない場合は、その理由）
3	技術基準との整合性	整合規格案は、技術基準で要求される性能との関係が明確になっていること。 （※）技術基準で対応する要求のうち、不足がある場合は、不足している要求を明確にすること。	■満足 □該当せず	「技術基準との整合確認書」を参照（技術基準省令第１８条の要求に対応）。
4	技術的事項の具体性	技術基準で要求される性能を達成するための必要な技術的事項については、具体的な手法、使用、方法が示されていること。	■満足 □該当せず	適用範囲、許容値、照明機器の動作条件、妨害波電圧の測定法、放射妨害波の測定法などについて具体的に示されている。
5	技術的事項の妥当性	整合規格案に示される具体的な手法、仕様、方法について、数値の根拠が明確になっているなど、その技術的妥当性が説明できること。 整合規格に国際規格との差異がある場合は、その理由が妥当であること。	■満足 □該当せず	当該規格案の技術的妥当性は、原案委員会の作成過程において確認されている。また、当該規格案は、電波雑音に関する国際規格 CISPR 15 に基づく国内答申に技術的な内容の変更無く作成したものであるが、当該国際規格との差異について当該規格案の附属書 JA において、参考として示されており、その理由は原案委員会において、妥当と判断している。
6	優先される規格	電気用品に関する日本工業規格がある場合は、それを優先することを原則とし、無い場合又は合理的な理由がある場合は、民間規格の採用のための評価対象とする。	■満足 □該当せず	当該規格案の適用範囲については、電波雑音に関する日本工業規格が無い。
7	作成言語について	規格は日本語で作成されていること。	■満足 □該当せず	日本語で作成されている。
8	規格票の様式及び作成方法について	規格は JIS Z 8301:2008「規格票の様式及び作成方法」の様式に従って作成されたものを原則とする。	■満足 □該当せず	規格は JIS Z 8301:2008「規格票の様式及び作成方法」及び JIS Z 8301:2011「規格票の様式及び作成方法」（追補 1）の様式に準じて作成されている。

技術基準との整合確認書

別紙-2

規格番号：CISPRJ 15:2017　　規格名：電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	当該規格案は、機器から発する雑音の強さに関することのみを規定する規格であるため、本条項に関しては、非該当が妥当と考える。
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	□該当 ■非該当	ー	ー	同上
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	□該当 ■非該当	ー	ー	同上
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	□該当 ■非該当	ー	ー	同上
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	□該当 ■非該当	ー	ー	同上

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第七条第2号	感電に対する保護	二　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第十一条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	全ての箇条	規格番号：CISPRJ 15:2017 規格タイトル： 電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法 概要： この規格は，我が国の国際整合のとれた規格を作成する方針に基づき，CISPR 15 第 8.0 版（2013）の国内答申※1を基とし，技術的内容を変更することなく作成した CISPRJ 規格である。 ※1　CISPR 15 第 8.0 版（2013）の国内答申： 国内答申とは，平成 27 年 9 月総務省情報通信審議会諮問第 3 号“国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について”のうち，“電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法”を指す。	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	当該規格案は、機器から発する雑音の強さに関することのみを規定する規格であるため、本条項に関しては、非該当が妥当と考える。
第二十条第 1 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）	□該当 ■非該当	－	－	同上

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第 2 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	同上

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第 3 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	同上

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第 4 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	同上

整合規格の作成から採用までの流れ

CISPRJ 電波雑音委員会は、総務省情報通信審議会の答申を受け、解釈別表第十二に関わるCISPR規格の調査・検討を行い、整合規格の原案を作成する。

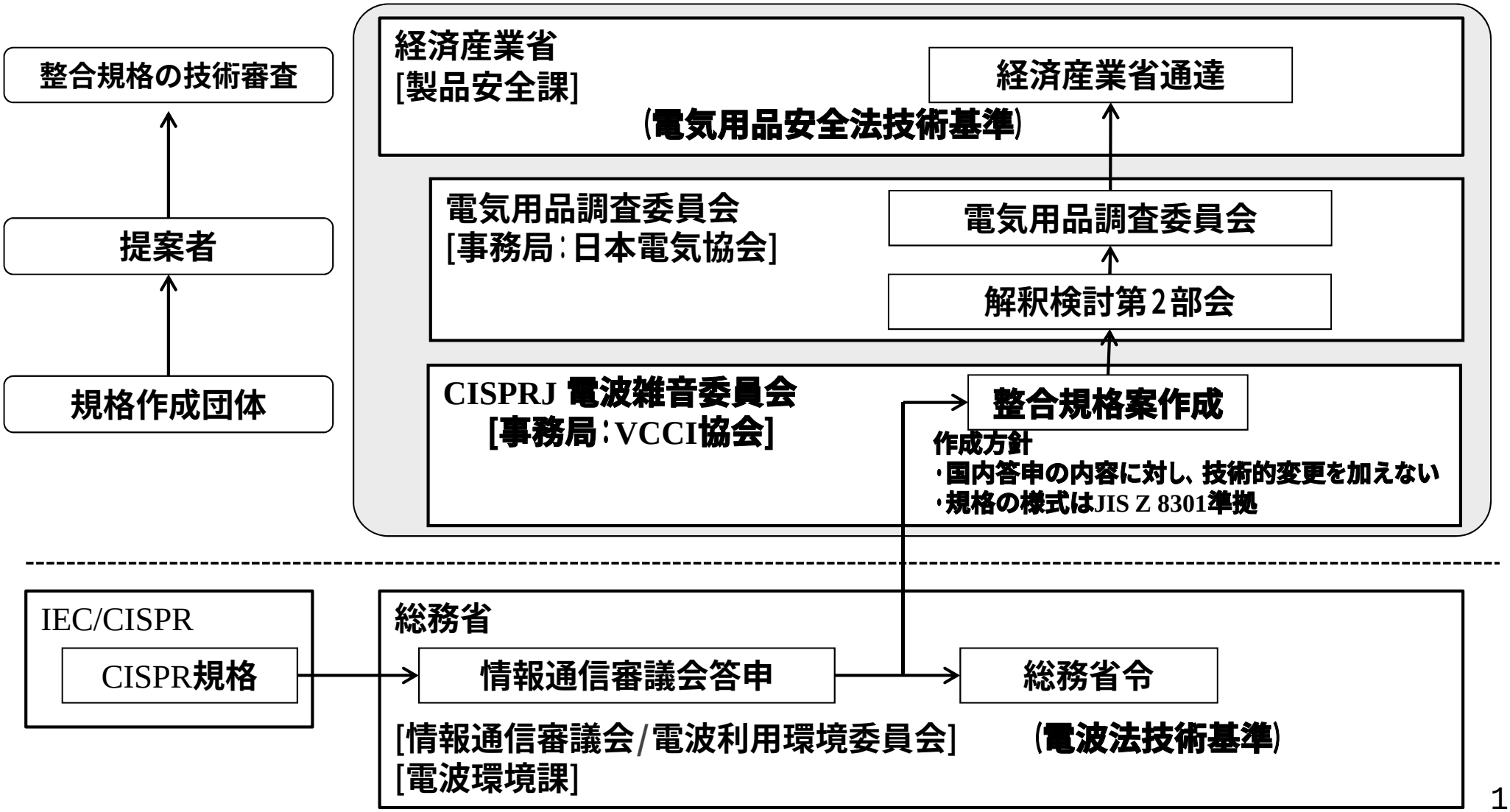

1

CISPRJ 電波雑音委員会　規約

平成 28 年 8 月 30 日　制定
平成 28 年 12 月 13 日　改正

（名称）
第 1 条　この委員会は、CISPRJ 電波雑音委員会（以下委員会という）と称する。

（事務局）
第 2 条　委員会の事務を処理するため、一般財団法人ＶＣＣＩ協会に事務局を置く。

（目的）
第 3 条　電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十二（以下、解釈別表第十二、という）に関わる CISPR 規格の調査・検討を行うことを、目的とする。

備考：電気用品調査委員会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）解釈検討第二部会の下部組織である。

（事業）
第 4 条　委員会は、第 3 条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 総務省情報通信審議会答申を受けて、解釈別表第十二に関わる CISPR 規格の調査・検討を行い、整合規格の原案を作成する。審議、承認後、以下の文書を電気用品調査委員会委員長宛に提出する。
   a. 審議・承認を求める規格
   b. 解釈別表第十二に提案する規格の概要
   c. 主な国際規格がある場合は、その規格との差異の概要とその理由
   d. 技術基準省令への整合性
   e. 審査基準との適合性
(2) その他第 3 条の目的達成のため必要な事項

（委員会構成）
第 5 条 委員会は、学会、官界、及び業界の有識者をもって組織し、偏りのない策定メンバー構成とする。各団体より１名の委員をもって構成する。新規入会の団体については、委員会の承認により決定する。委員会には委員以外にこの分野の専門知識を有する有識者を、委員長が認めた場合には、オブザーバーとして参加させることができる。委員会には、委員長 1 名、副委員長 1 名の役員を置く。委員長、副委員長は、委員の互選による。

（任期）

第 6 条 委員長、副委員長の任期は 2 年とする。ただし、重任を妨げない。

任期の途中で補充された委員長、副委員長の任期は、前任者の残存期間とする。

（ワーキンググループ）

第 7 条　必要に応じ、委員会にワーキンググループを設ける。ワーキンググループは、若干名をもって構成し、第 4 条の事業に関する専門的調査、審議を行う。また、委員会の運営について必要に応じワーキンググループを組織することができる。ワーキンググループの主査は、委員会の委員の中から委員長がこれを任命し、ワーキンググループ委員は、主査の推薦および委員の参加の意思表示により、委員長が任命する。

（委員会）

第 8 条　委員会会議は、委員長が招集し、毎年 5 月に定例委員会を開催するほか、必要に応じ随時開催する。ワーキンググループ会議は、主査が招集し、必要に応じ随時開催する。

（委員会の審議）

第 9 条　委員会の成立は、全委員数の 2/3 以上の出席において成立する。

委員会の審議は、出席委員の過半数の賛成者をもって決定とする。

賛否同数の場合においては、委員長が決定する。

委員の委員会出席については、委任状または代理者をもって行うことができる。

代理者は、委員と同じ権利及び責務を有する。

（経費）

第 10 条 第 4 条に定める事業遂行のための委員会運営に関わる会議室使用料などの諸経費は、原則として、ＶＣＣＩ協会が負担する。

（記録の作成、保管）

第 11 条　委員会議事要録を作成し、審議経過を記録する。

委員会の議事要録、及び委員会にて配布した資料等は、少なくとも５年間保管する。

（情報の公開等）

第 12 条　委員会の議事要録、及び委員会にて配布した資料などは、原則公開する。

（事業年度）
第 13 条　委員会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（改廃）
第 14 条 本規約の改廃は、定例委員会の審議を経て行う。

（実施）
第 15 条 本規約は、平成 28 年 8 月 30 日より実施する。

制定：平成 28 年 8 月 30 日

改正：平成 28 年 12 月 13 日

・委員会名称「CISPR 小委員会」を「CISPRJ 電波雑音委員会」に改称した。

・第 1 条の委員会名称「CISPR 小委員会」を「CISPRJ 電波雑音委員会」に改称した。

CISPRJ電波雑音委員会　委員名簿

（平成29年1月16日現在　敬称略）

役名	氏名	所属
委員長	徳田 正満	東京大学大学院
副委員長	山下 洋治	一般財団法人 電気安全環境研究所
委員	水口 章	日本放送協会
委員	諸田 知直	一般社団法人 インターホン工業会
委員	野本 智	超音波工業会/高周波機械工業会
委員	相川 和則	電気事業連合会
委員	中森 拓也	一般社団法人 電子情報技術産業協会
委員	加藤 千早	一般財団法人 電波技術協会
委員	大澤 光治	一般社団法人 日本アミューズメントマシン協会
委員	平伴 喜光	一般社団法人 日本照明工業会
委員	安田 茂	一般社団法人 日本自動販売機工業会
委員	前川 恭範	一般社団法人 日本電機工業会
委員	高岡 宏行	一般社団法人 日本配線システム工業会
委員	大浦 浩一	一般社団法人 日本ホームヘルス機器協会
委員	土屋 浩志	一般社団法人 日本陸用内燃機関協会
委員	石関 晋一	一般社団法人 日本冷凍空調工業会
委員	川脇 大樹	一般社団法人 ビジネス機械･情報システム産業協会
委員	星 綾太郎	一般財団法人 VCCI協会
委員	正岡 賢治	一般社団法人 ＫＥＣ関西電子工業振興センター
委員	三塚 展幸	一般財団法人 テレコムエンジニアリングセンター
委員	上野 武司	地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター
委員	梶原 英樹	一般財団法人 日本品質保証機構
委員	山下 友之	株式会社UL Japan